

世界文化遺産に関する最近の動きについて

1 旧本事務所眺望スペースでの新たな案内サービス（VR）の開始

旧本事務所眺望スペースにおいて、VR(バーチャルリアリティ:仮想現実)を導入した新たな案内サービスを開始しましたので、報告します。

世界文化遺産の価値や重要性を楽しく、分かりやすく紹介するとともに、これまでの眺望スペースへの多くの来場者からいただいた「もっと近くで見たい」「世界遺産の中に入りたい」という声に応え、満足度向上と新しい観光スタイルを提供します。

- (1) 開始日 平成30年3月14日(水)
- (2) 導入台数 8台(別にタブレット2台)
- (3) 視聴料 無料
- (4) 映像 5種類(各3分以内、選択可能)

※ 3月7日(水)、報道関係者や企業、大学生等に向けたVR体験会を実施。
(約50名参加)

【体験会での声】

- ・ 「官営八幡製鐵所操業当時の写真が分かりやすく説明されていた。」
- ・ 「旧本事務所の中に入っていき、360° 見ることが出来るので、建物の中にあるような感覚になった。」
- ・ 「現在の様子と比べることができ、驚きや発見があった。」

【サービス開始日の状況】

- ・ 眺望スペース開場(9:30)と同時にサービス開始。
- ・ VRサービス開始を市のホームページで知った県外からの学生も来場した。
- ・ 「実際の資産は中に入れないので、眺望スペースで中に入る体験ができるのは印象的」などの感想がきかれた。



<主なVR視聴コンテンツ>



①プロローグ

八幡製鐵所創業当時の歴史を、貴重なガラス乾板写真を使用し紹介。



②旧本事務所見学ツアー

高精度レーザー計測データを元に内部を見学する 360° バーチャルツアー。



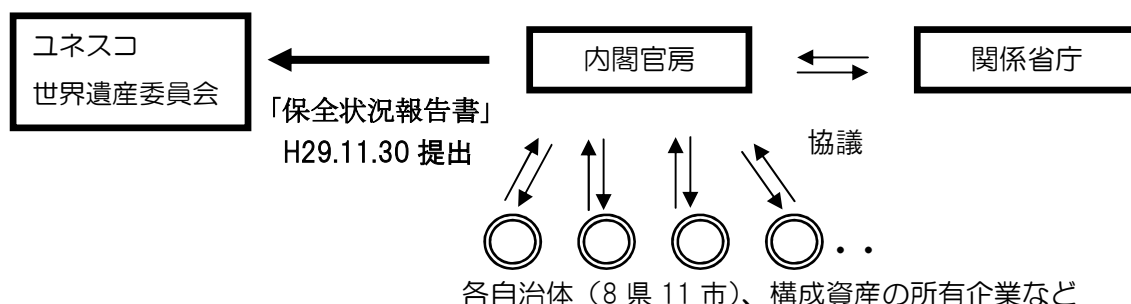
<今回導入したVRデバイス>

2 日本政府からユネスコ世界遺産センターへの保全状況報告書の提出

日本政府は、関係自治体及び所有者等との協議を経て、「保全状況報告書(英語版)」を作成し、平成29年11月30日にユネスコ世界遺産センターに提出。このたび、政府が「保全状況報告書(日本語版)」を公開しましたので報告します。

〔平成27年7月の世界文化遺産登録の際に、ユネスコ世界遺産委員会から別紙の8つの事項について、平成29年12月1日までに進捗状況を報告するよう勧告されたことに応えたもの。〕

〔報告書作成の流れ〕



(1) 報告書の概要 (別紙1参照)

本報告書は、日本政府の方針と、各構成資産の進捗状況報告で構成されている。このうち、本市に所在する官営八幡製鐵所関連施設に関する部分は以下のとおり。

① 各構成資産の保全措置に係る計画策定(勧告 b)

官営八幡製鐵所については、旧本事務所の内装復旧、旧鍛冶工場と修繕工場の補修・耐震補強・外観補修等の実施について記載。

② インタープリテーション戦略の策定(勧告 g)

- ・ 日本政府において、インタープリテーション戦略(注1)を策定。
- ・ 日本政府は、平成31年度中を目途に総合的な情報発信拠点として「産業遺産情報センター」を東京に設置する方針。(国が H30 予算計上)

(注1) **インタープリテーション** : 世界遺産としての価値や重要性等を理解促進するための説明展示のこと。登録された世界遺産は必ずインタープリテーションを実施する。特に、「明治日本の産業革命遺産」では、各構成資産の価値とともに、各資産がこの世界遺産全体にいかなる貢献をしているかの説明が必要とされる。

③ 新たな開発等に関する報告 (勧告 h)

- ・ 官営八幡製鐵所については、今後予定している旧本事務所等の修復事業を記載。

④ このほか、来訪者数の設定、保全等のモニタリング実施、人材育成等について記載。

(2) 今後の流れ

- ① 平成30年6～7月に開催される第 42 回ユネスコ世界遺産委員会で審議予定。
- ② 今後、各自治体等は、本報告書にある日本政府の方針に基づき、構成資産の保全等を実施する。
- ③ さらに、本報告書の内容に変更等が必要な事項を各自治体が今後実施する場合は、その都度、内閣官房と協議のうえ、必要に応じユネスコ世界遺産委員会へ報告する。

「保全状況報告書」の概要

 内は、勧告の要旨**勧告 a) 端島炭坑の詳細な保全措置に係る計画を優先的に策定すること**

※この項目は、本市に関する記述なし

勧告 b) 構成資産に関する優先順位を付した保全措置の計画及び実施計画を策定すること

- ・ 日本政府において標準構成を示し、それに基づき各構成資産の所有者又は関係自治体が各構成資産についての計画を策定。
- ・ 官営八幡製鐵所については、旧本事務所の内装復旧、旧鍛冶工場と修繕工場の補修・耐震補強・外観補修等の実施について記載。(詳細は、勧告hへ)
- ・ なお、付属資料として、各構成資産の「保全措置の計画及び実施計画」を掲載しているが、官営八幡製鐵所の修復等の計画は『世界遺産条約履行のための作業指針』第 172 項に基づき提出されたため、勧告h)の付属資料となっている。
- ・ 事業の優先順位は定めず、予算措置等を勘案しつつ関係機関が調整する。

勧告 c) 資産に対する負の影響を軽減するため、受け入れ可能な来訪者数を定めること

- ・ 日本政府において現状と課題を把握し、「来訪者管理の望ましい姿」を将来の目標として明示するとともに、平成 31 年度に日本政府及び関係自治体が「来訪者管理戦略」を策定する。

勧告 d) 資産の管理保全のための新たな協力体制について、年次モニタリングを行うこと

- ・ 日本政府において、モニタリングの実施方針と手法を決定。これに従い、各自治体が協力体制のモニタリングを実施し、ガバナンス体制が適切に運営されていると確認された。

勧告 e) 管理保全計画の実施状況等について、1 年ごとのモニタリングを行うこと

- ・ 日本政府においてモニタリングカルテの標準構成を示し、それに基づき各構成資産の所有者又は関係自治体が、各構成資産に応じたモニタリングカルテを作成。これにより、各自治体が構成資産や緩衝地帯等についてのモニタリングを実施し、その成果を年次報告書に反映させた。

勧告 f) 人材育成計画を策定し、実施すること

- ・ 日本政府において、人材育成についての方針を明示。
- ・ 資産全体の共通部分についての人材育成は日本政府が実施し、各構成資産における人材育成は、各自治体で継続して、共通部分との整合性を保ちつつ実施する。

勧告 g) 各サイトの歴史全体も理解できるインタープリテーション戦略を策定すること

- ・ 日本政府において、インタープリテーション(※)戦略を策定。(※理解増進、説明展示)
- ・ 日本政府は、平成31年度中を目途に総合的な情報センターとして「産業遺産情報センター」を東京に設置する方針を明記。

勧告 h) 新たな開発等に関する提案について、世界遺産委員会に提出すること

- ・ 資産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性があると考えられる開発計画等について、日本政府としての報告書を提出することとされたもの。
- ・ 官営八幡製鐵所については、今後予定している旧本事務所の修復事業等を記載。